

内子町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

2025 年(令和7年) 6月

内 子 町

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

- (1) 気候変動の影響 2
- (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 2
- (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向 2
- (4) 内子町における地球温暖化対策のこれまでの取り組みや今後の取り組み 4

2. 計画の基本的事項

- (1) 区域施策編の位置付け 4
- (2) 計画の期間と基準年度、目標年度 4
- (3) 計画の対象とする温室効果ガス 5

第2章 温室効果ガス排出量の推計

1. 温室効果ガスの排出状況

- (1) 愛媛県の温室効果ガスの排出状況 6
- (2) 内子町の温室効果ガスの排出状況 7
- (3) 内子町のエネルギー消費量 12

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

- (1) BAU シナリオの将来推計 13
- (2) 脱炭素シナリオの将来推計 14

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

- (1) 2030 年度の削減目標 15
- (2) エネルギー種類ごとの削減目標 16

2. 再生可能エネルギー導入ポテンシャルと導入目標

- (1) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル 17
- (2) 再生可能エネルギーによる発電電力量の普及推計 18
- (3) 再生可能エネルギーの導入目標 19
- (4) エネルギー種類ごとの再生可能エネルギーの導入目標 19
- (5) 追加対策による再生可能エネルギー導入の考え方 20

第4章 温室効果ガス排出削減に向けた施策

- 1. 将来ビジョン 21
- 2. 「ゼロカーボンシティうちこ」実現に向けた基本施策 22
- 3. 施策の実施に関する指標および目標値の設定 27

第5章 計画の推進と進捗管理

- 1. 計画の実施 28
- 2. 進捗管理・評価 28
- 3. 計画の見直し 28

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。2021年8月にはIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)、フランス・パリにおいてCOP21が開催され、法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、いわゆる先進国と途上国という二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに50パーセントの高みに向けて挑戦を続け

ていく旨が公表されました。2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」こと等が位置付けられています。また、同計画においては、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されています。

【表1-1】地球温暖化対策計画における温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO ₂	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH ₄ ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N ₂ O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省「地球温暖化対策計画の概要」<https://www.env.go.jp/content/000291668.pdf>

(4) 内子町における地球温暖化対策のこれまでの取り組みや今後の取り組み

内子町は、2001年度（平成13年度）に第1次内子町エコオフィスプランを策定し、2016年度の改定に際して計画名を内子町地球温暖化対策実行計画 事務事業編（第4次内子町エコオフィスプラン）に改め、定期的に内容を見直ししながら温室効果ガスの排出量削減のための取り組みを推進してきました。また、2008年（平成20年）3月に第1次環境基本計画、2015年（平成27年）3月に第2次計画を策定し、環境保全にかかるさまざまな施策を実施しています。さらに2023年（令和5年）3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに町内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明し、取り組みをスタートしたところです。

このたび、近年の地球温暖化に対する国際的な情勢の変化や国内の動向を踏まえて、新たに内子町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、内子町の自然的・社会的特性を生かしながら、地域課題の解決と町全体の温室効果ガスの排出量削減に計画的に取り組んでまいります。

2. 計画の基本的事項

(1) 区域施策編の位置付け

区域施策編とは、地球温暖化対策の推進のため、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）第21条第3項及び第4項に基づき、都道府県、指定都市、中核市および施行時特例市は策定が義務付けられており、その他の市町村についても策定し、実施するよう努めることとされています。

なお、地球温暖化対策は、環境基本計画の取り組みにおいても重要な柱のひとつであることから、環境基本計画と一体のものとして策定します。

(2) 計画の期間と基準年度、目標年度

計画の期間は、2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間とします。また国の地球温暖化対策計画との整合性を考慮して、2013年度（平成25年度）を基準年度とし、2030年度（令和12年度）を目標年度、2050年度（令和32年度）を長期目標年度とします。

【表1-2】計画の基準年度および目標年度

基準年度	目標年度	長期目標年度
2013年度 (平成25年度)	2030年度 (令和12年度)	2050年度 (令和32年度)

(3) 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律では、下記の7種類を温室効果ガスとして規定しています。このうち、全体の90%以上を占め、排出量の把握が容易な二酸化炭素(CO₂)を、本計画の対象とします。

【表1-3】温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気や熱の使用、廃棄物の原燃料使用等
	非エネルギー起源 CO ₂	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分
メタン(CH ₄)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養および排泄物管理、廃棄物の焼却処分・原料使用等・埋立処分、排水処理、コンポスト化
一酸化二窒素(N ₂ O)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕作における肥料の施用、家畜の排泄物管理、廃棄物の焼却処分・原料使用等、排水処理、コンポスト化
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)		マグネシウム合金の鋳造、クロロジフルオロメタンまたはHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器および半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
パーフルオロカーボン類(PFCs)		PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用、鉄道事業または軌道事業の用に供された整流器の廃棄
六ふっ化硫黄(SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、電気機械器具の使用・点検・廃棄、粒子加速器の使用
三ふっ化窒素(NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

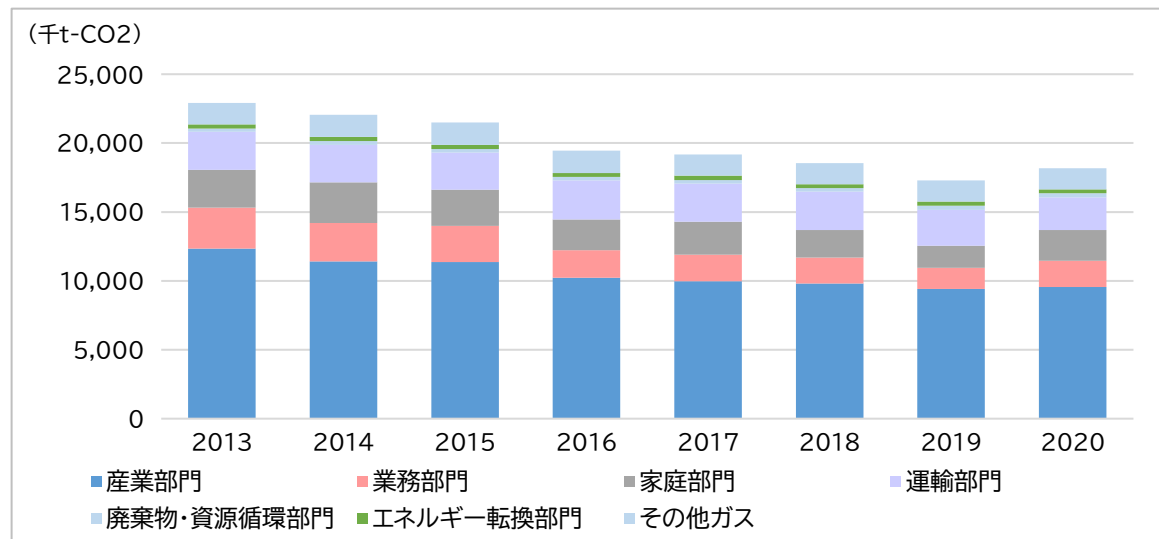
出典：環境省「地球温暖化対策計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」

第2章 温室効果ガス排出量の推計

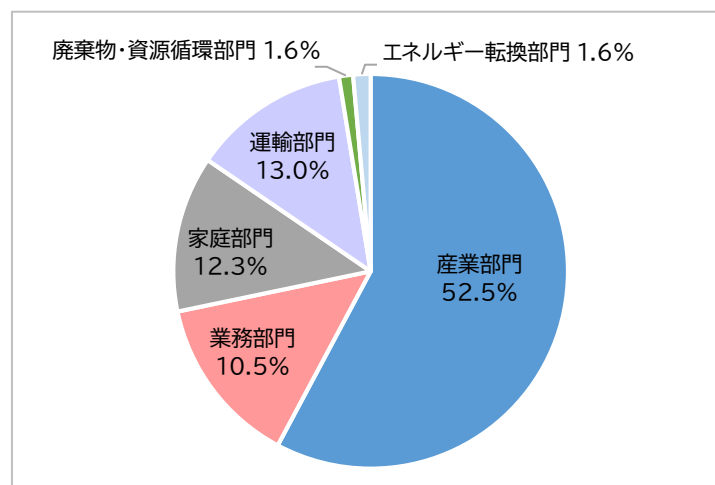
1. 温室効果ガスの排出状況

(1) 愛媛県の温室効果ガスの排出状況

「愛媛県地球温暖化対策実行計画（2024.1 改定版）」によると、愛媛県における温室効果ガスの排出量は、おおむね減少傾向にあります。2020 年度（令和 2 年度）に排出された温室効果ガスは 18,188 千 t-CO₂ で、基準年度の 2013 年度と比較して 20.7% 減少しています。部門別にみると、工場などの産業部門が 52.5% を占めており、全国平均 34.0% に比べて大幅に高い点が特徴といえます。



【図 2-1】愛媛県の温室効果ガス排出量の推移 [出典:愛媛県地球温暖化対策実行計画(2024.1 改定版)]



【図 2-2】愛媛県の温室効果ガス排出量の構成(2020 年)

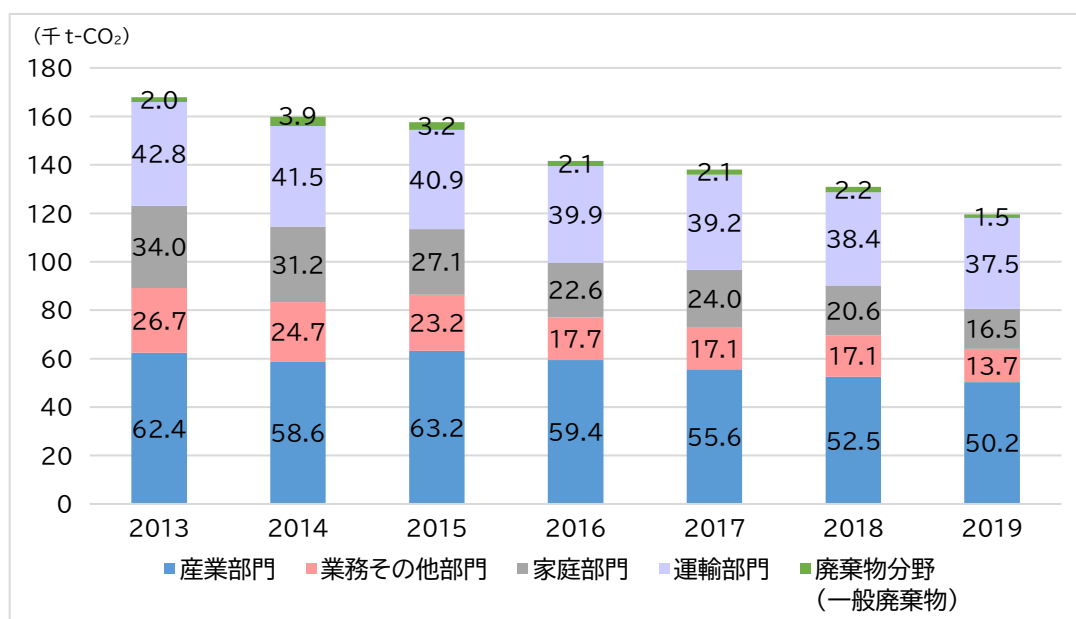
[出典:愛媛県地球温暖化対策実行計画(2024.1 改定版)]

(2) 内子町の温室効果ガスの排出状況

内子町における部門別の温室効果ガス排出量の経年変化を以下の図表に示します。

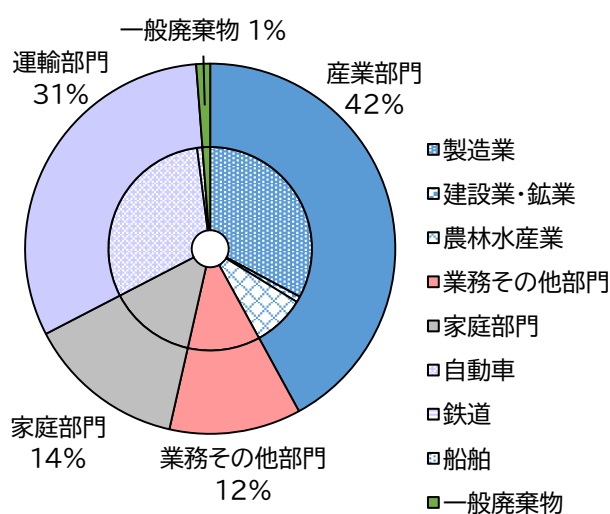
基準年度である 2013 年度から 2019 年度にかけては、すべての部門で温室効果ガス排出量が減少しています。2019 年度の排出量は 119 千 t-CO₂ で、基準年度（2013 年度）に比べて 28.8%減少しました。

部門別の構成比をみると、産業部門からの排出量が 42%で最も多く、次いで運輸部門 31%、家庭部門 14%、業務その他部門 12%となっています。



【図 2-3】内子町の温室効果ガス排出量の推移

[出典:環境省 自治体排出量カルテ]



部門	2019 年度 排出量 (千 t-CO ₂)	構成比
合 計	119	100%
産業部門	50	42%
製造業	39	33%
建設業・鉱業	1	1%
農林水産業	10	8%
業務その他部門	14	11%
家庭部門	17	14%
運輸部門	38	31%
自動車	36	31%
旅客	15	12%
貨物	22	18%
鉄道	1	1%
船舶	0	0%
一般廃棄物	1	1%

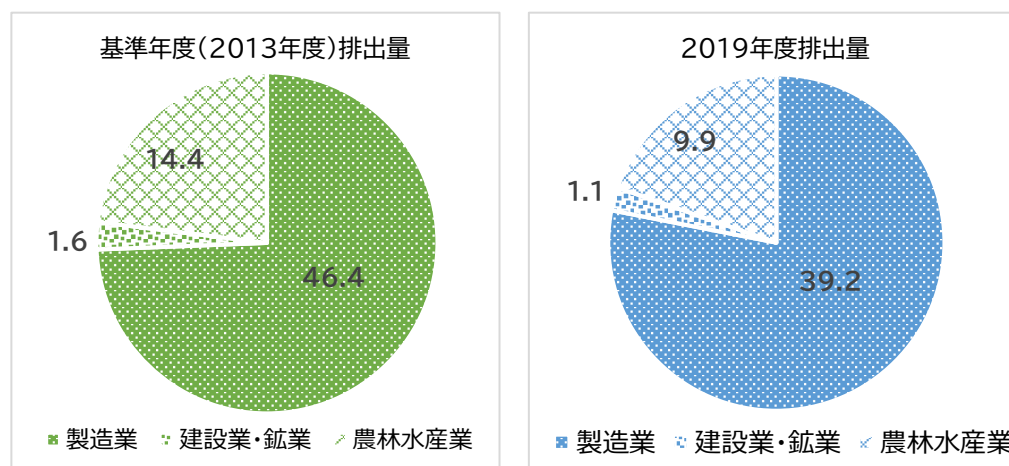
左【図 2-4】 右【表 2-1】内子町の温室効果ガス排出量の部門別構成比(2019 年度)

[出典:環境省 自治体排出量カルテ]

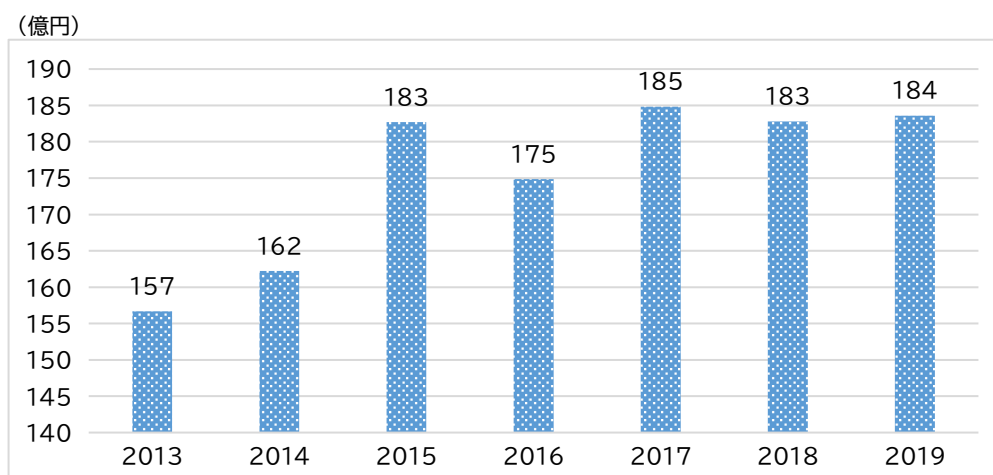
以下に、部門別の傾向をまとめます。

①産業部門

- ・ 産業部門の温室効果ガス排出量は、「製造業」「建設・鉱業」「農林水産業」からのものとなっています。2019年度の産業部門全体の排出量は、基準年度（2013年度）に比べて19.5%減少しました。
- ・ 産業部門の構成割合は、基準年度と比較して大きな変化はありません。排出量に占める割合は「製造業」が最も多く、2019年度は74.4%でした。
- ・ 「製造業」の排出量と製造品出荷額の推移をみると、排出量は基準年度に比べて15.5%減少しました。一方、製造品出荷額は8.6%増加しています。
- ・ 「農林水産業」の排出量は、近年は緩やかに減少しています。また従業者数は基準年度と比べて10.3%減少しています。



【図 2-5】内子町の産業部門の温室効果ガス排出量の構成 [出典:環境省 自治体排出量カルテ]

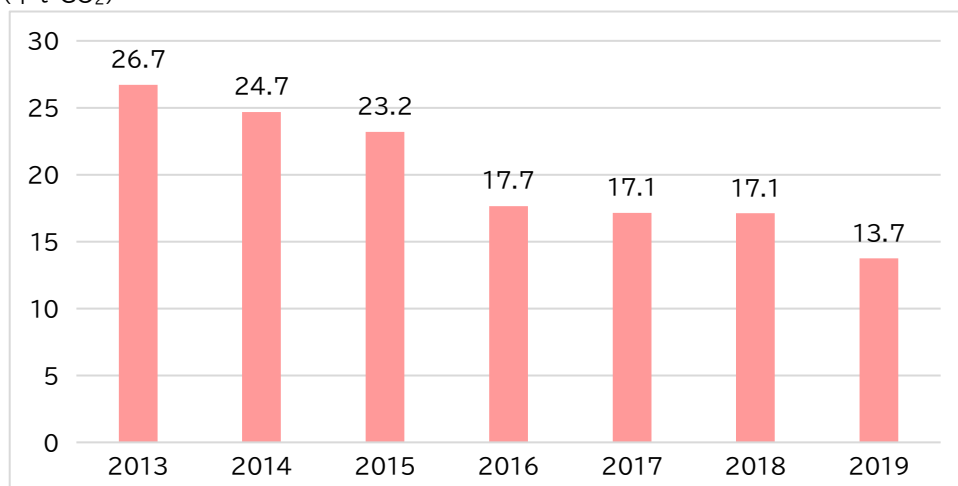


【図 2-6】内子町の産業部門(製造業)の製造品出荷額等の推移
[出典:環境省 自治体排出量カルテ]

②業務その他部門

- ・ 2019 年度の業務その他部門の温室効果ガス排出量は、基準年度に比べて 48.5%減少しています。

(千t-CO₂)



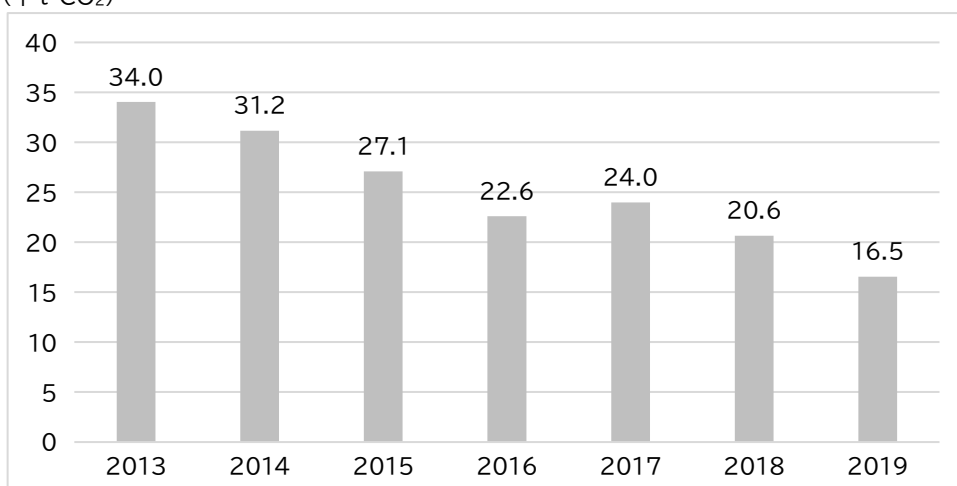
【図 2-7】内子町の業務その他部門の温室効果ガス排出量の推移

【出典:環境省 自治体排出量カルテ】

③家庭部門

- ・ 2019 年度の家庭部門の温室効果ガス排出量は、基準年度に比べて 32.4%減少しています。

(千t-CO₂)

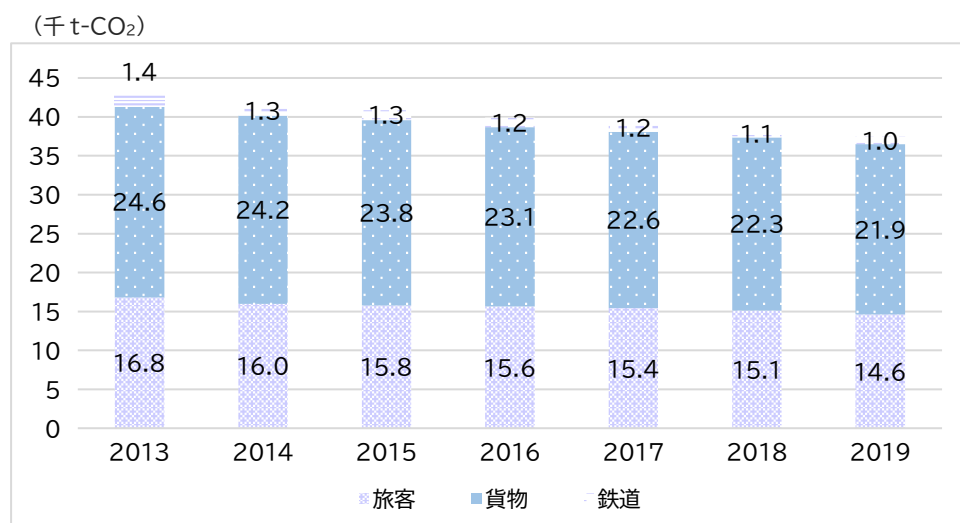


【図 2-8】内子町の家庭部門の温室効果ガス排出量の推移

【出典:環境省 自治体排出量カルテ】

④運輸部門

- ・ 運輸部門の温室効果ガス排出量は「自動車（旅客）」「自動車（貨物）」「鉄道」「船舶」からのものとなっています。2019 年度は、基準年度に比べて 12.3% 減少しました。
- ・ 構成割合をみると、いずれの年度も「自動車（貨物）」の割合が最も多く、約 60%を占めています。保有台数は、基準年度に比べて 7.5%減少しています。
- ・ 「鉄道」からの温室効果ガス排出量が運輸部門全体に占める割合は 1 %とわずかです。また鉄道の利用者数は緩やかに減少しており、2019 年度の利用者数は基準年度に比べて約 1,700 人の減少となっています。

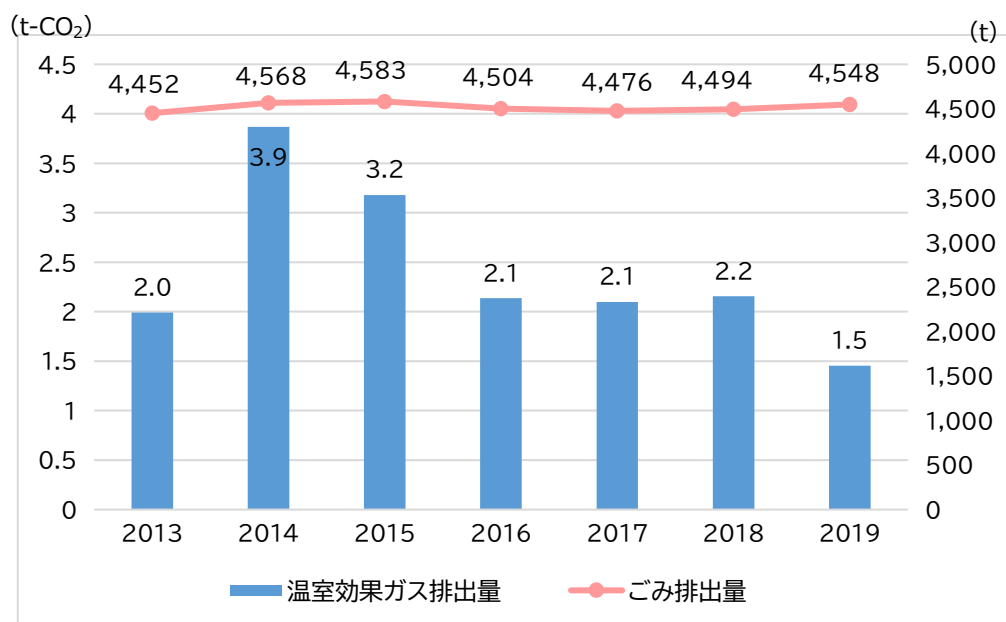


【図 2-9】内子町の運輸部門の温室効果ガス排出量の推移

〔出典：環境省 自治体排出量カルテ〕

⑤廃棄物分野

- ・ 2019 年度の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は 1,453t-CO₂ で、基準年度に比べて 27.0%減少しました。
- ・ 一方、一般廃棄物の排出量は基準年度以降ほぼ横ばいで推移しています。



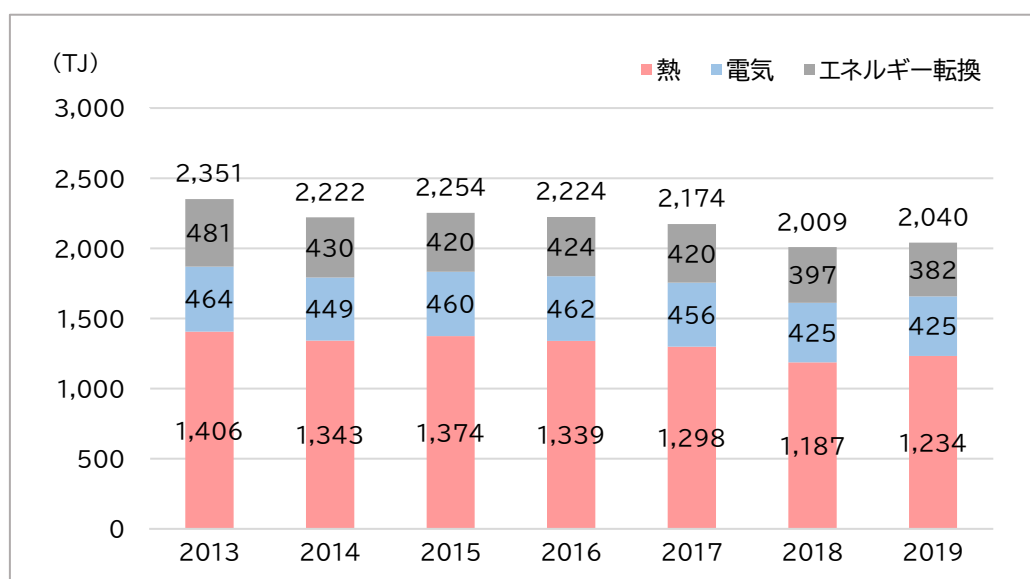
【図 2-10】内子町の廃棄物分野の温室効果ガス排出量とごみ排出量の推移
 [出典:環境省・自治体排出量カルテおよび一般廃棄物処理実態調査資料から作成]

(3) 内子町のエネルギー消費量

内子町におけるエネルギー消費量の推移を、以下の図表に示します。

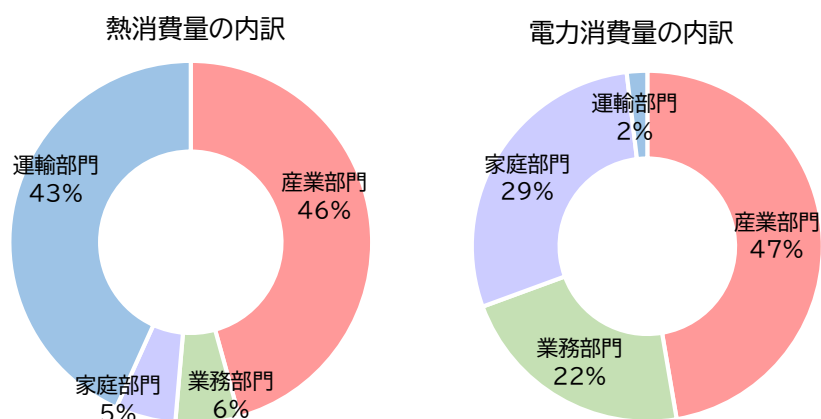
内子町のエネルギー消費量は基準年度以降、減少傾向にあります。2019 年度の消費量は 2,040TJ で、基準年度に比べて 13.2%の減少となりました。

部門別内訳をみると、熱消費量は産業部門と運輸部門で全体の約 90%を占めています。電力消費量は、産業部門が 47.3%とおよそ半分を占めており、次いで家庭部門 28.7%、業務その他部門 22.1%となっています。



【図 2-11】内子町のエネルギー消費量の推移

[出典:経産省 エネルギー消費統計調査・総合エネルギー統計、環境省 自治体排出量カルテ等から作成]



【図 2-12】内子町の熱および電力消費量の部門別内訳(2019 年度)

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

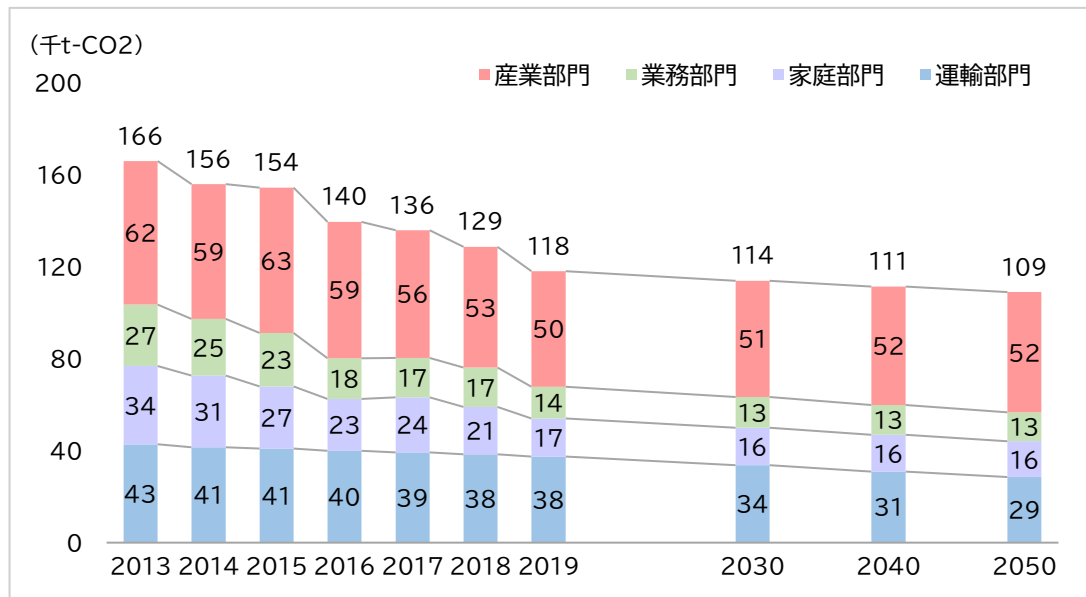
2022 年度（令和 4 年度）に策定した「内子町脱炭素戦略」より、内子町の経済・社会特性などを踏まえた温室効果ガス排出量の将来推計をみていきます。

なお、ここでは廃棄物分野を除く 4 つの部門で推計を行っています。

(1) BAU シナリオの将来推計

BAU シナリオは、省エネルギー化の推進や再エネルギーの導入といった特段の対策を行わなかった場合の自然体ケースを表します。

このシナリオにおいても、人口減少などによる活動量低下の影響を受けて温室効果ガス排出量は減少傾向であり、目標年度である 2030 年に 114 千 t-CO₂、2040 年に 111 千 t-CO₂、2050 年に 109 千 t-CO₂になると予測されています。



【図 2-13】温室効果ガス排出量の将来推計（BAU シナリオ）

【出典：内子町脱炭素戦略】

(2) 脱炭素シナリオの将来推計

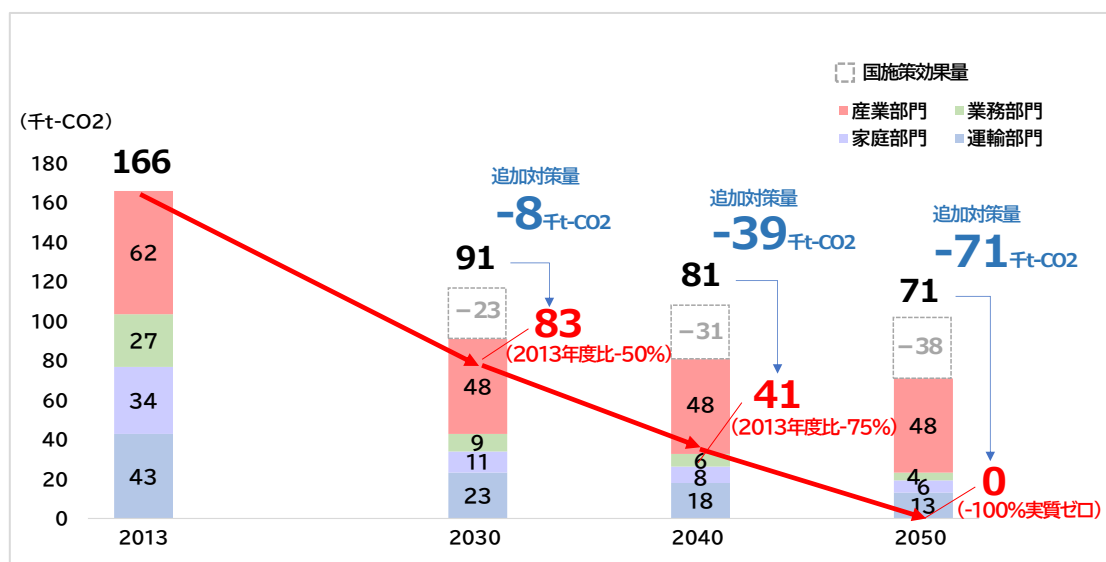
脱炭素シナリオは、2050 年のカーボンニュートラルを目指して積極的な対策を行った場合のケースを表します。

内子町は、2030 年カーボンハーフ、すなわち基準年度に比べて温室効果ガス排出量を 50%削減することを直近の目標として脱炭素シナリオを設定します。

BAU シナリオの将来推計に、国などが進める省エネルギー対策効果の内子町への寄与分を反映し、さらに必要となる追加対策量を示した脱炭素シナリオの将来推計を以下のグラフに示します。

2030 年においては国施策等の効果により基準年度に比べて 45%の削減が見込まれることから、追加対策により 8 千 t-CO₂ の削減が必要です。

2050 年のカーボンニュートラル達成に向けては、さらに 71 千 t-CO₂ の削減が必要となります。



【図 2-14】2030 年度カーボンハーフを目標とした温室効果ガス排出量の将来推計
(脱炭素シナリオ)

[出典:内子町脱炭素戦略]

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 2030 年度の削減目標

内子町は、2030 年カーボンハーフ、すなわち基準年度である 2013 年度に比べて温室効果ガス排出量を 50%削減することを目標とします。

部門別の削減目標は、以下の表に示すとおりです。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位:千 t- CO ₂)		2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
合計		166	83	50%
産業部門	産業部門	62	44	29%
	製造業	46	32	30%
	建設業・鉱業	2	2	0%
	農林水産業	14	10	29%
	業務その他部門	27	7	74%
	家庭部門	34	9	74%
	運輸部門	43	23	47%
	自動車	41	22	46%
	旅客	17	9	47%
	貨物	25	13	48%
廃棄物分野(一般廃棄物)	鉄道	1	1	0%
	船舶	0	0	0%
廃棄物分野(一般廃棄物)		2	1	50%

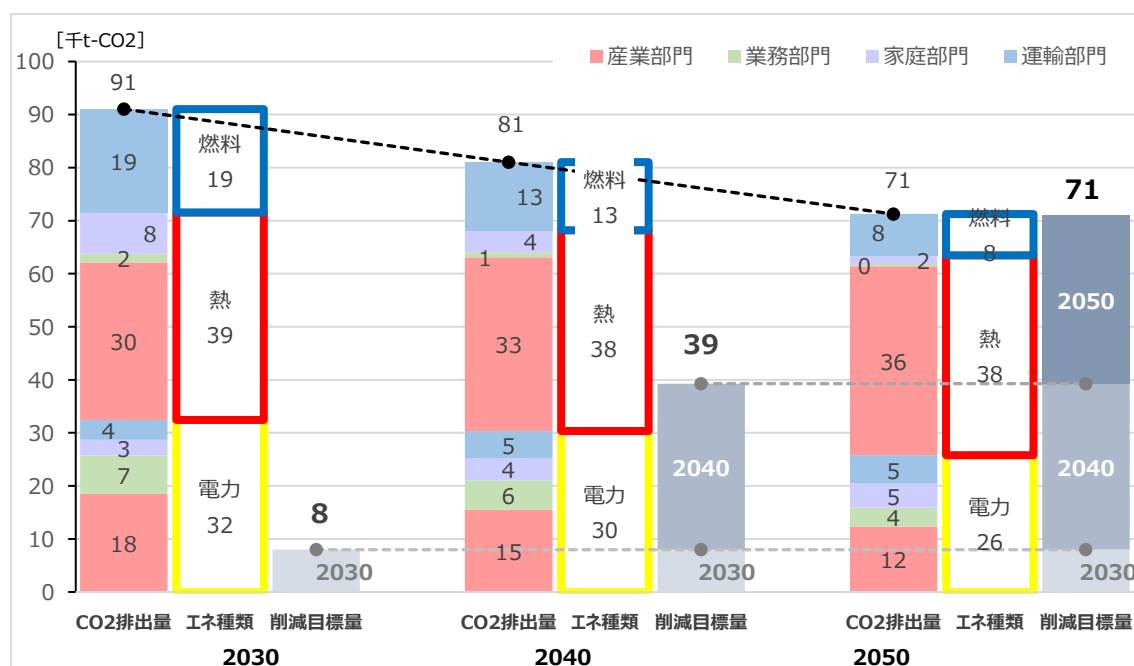
【表 3-1】2030 年度の部門別の温室効果ガス削減目標

(2) エネルギー種類ごとの削減目標

エネルギー種類ごとの温室効果ガス排出量の削減目標を以下のグラフに示します。

前述のとおり、2030 年においては国施策効果により基準年度に比べて 45%の削減が見込まれることから、追加対策により 8 千 t-CO₂ の排出量削減が必要となります。これについては、主に電力の再エネ化によって達成可能と見込んでいます。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、電力に加えて熱および燃料の再エネ化が必要です。



【図 3-1】エネルギー種類ごとの温室効果ガス排出量の削減目標

[出典:内子町脱炭素戦略]

2. 再生可能エネルギー導入ポテンシャルと導入目標

(1) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

内子町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルについて、環境省が公開している再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）等から把握しました。

電気については、需要量を上回るポテンシャルを有すると推計されています。なお、この推計にはバイオマス発電は含まれていません。

□ポテンシャルに関する情報

大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	—	134.523	MW
		—	172,305.823	MWh/年
	土地系	—	749.329	MW
		—	960,173.519	MWh/年
	合計	—	883.852	MW
		—	1,132,479.342	MWh/年
風力	陸上風力	771.200	143.200	MW
		1,722,857.380	322,388.352	MWh/年
中小水力	河川部	—	1.644	MW
		—	9,163.478	MWh/年
	農業用水路	—	0.000	MW
		—	—	MWh/年
	合計	—	1.644	MW
		—	—	MWh/年
バイオマス	木質バイオマス	—	—	MW
		—	—	MWh/年
再生可能エネルギー(電気)合計		—	1,028.696	MW
		—	—	MWh/年
太陽熱	太陽熱	—	95,967.143	GJ/年
地中熱	地中熱	—	977,876.015	GJ/年
再生可能エネルギー(熱)合計		—	1,073,843.159	GJ/年

□需要量に関する情報

区分	需要量等	単位
区域の電気使用量	82,326.751	MWh/年
熱需要量	16,289,783.729	GJ/年

【図 3-2】内子町内の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

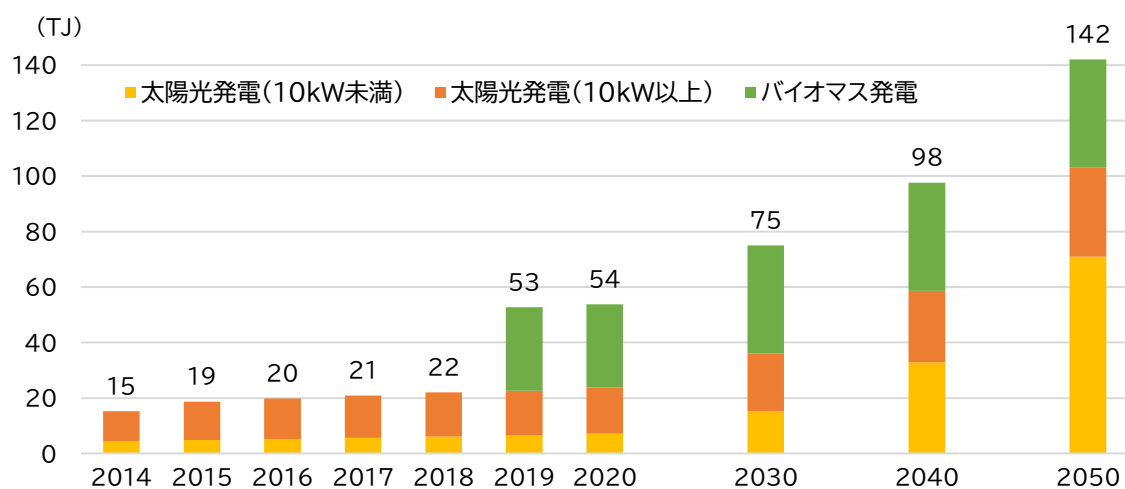
[出典:環境省・再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)]

(2) 再生可能エネルギーによる発電電力量の普及推計

2030 年度カーボンハーフを達成するために必要な再生可能エネルギーの導入目標量を検討する上で、町内における再生可能エネルギーの導入状況を確認しました。

2019 年度の再生可能エネルギーの導入容量は 6,005kW、発電電力量は 53TJ (14,647MWh) で、町内の電力消費量に対する再生可能エネルギー発電電力量の割合は 17.8%となっています。

将来推計によると、2030 年度には 75TJ (20,822MWh) の導入が見込まれます。

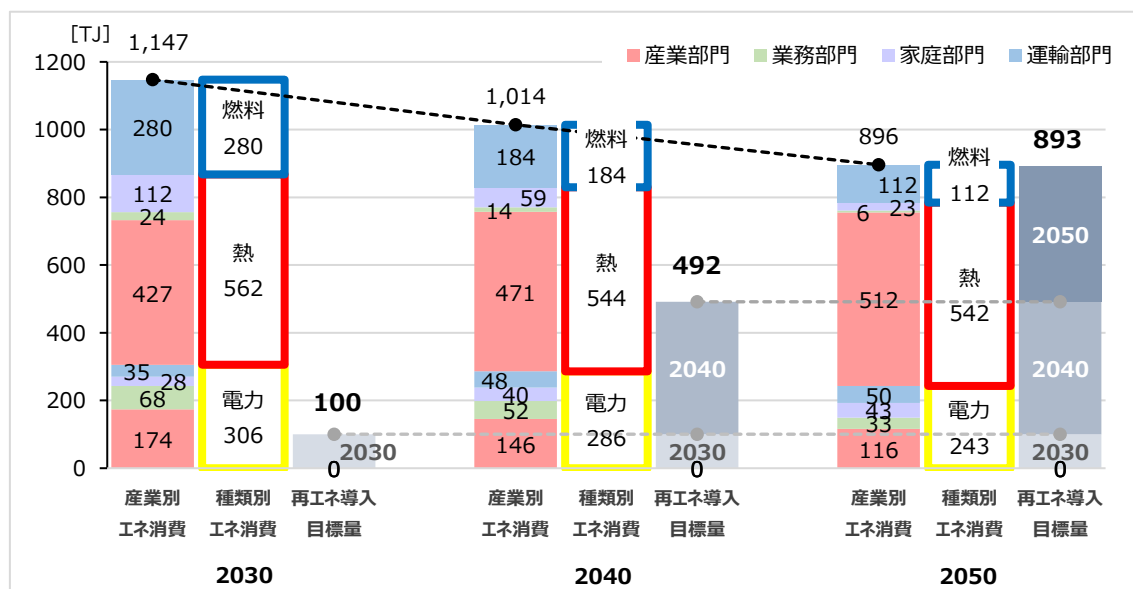


【図 3-3】内子町内の再生可能エネルギーによる発電電力量の普及推移

【出典:内子町脱炭素戦略】

(3) 再生可能エネルギーの導入目標

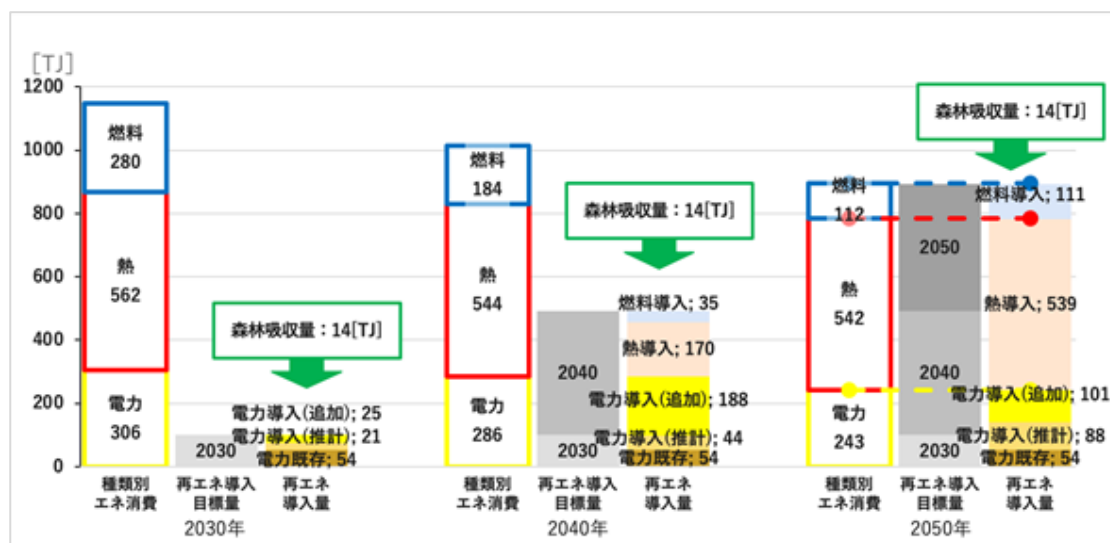
再生可能エネルギーによる発電電力量の普及推計を踏まえて、【図 3-1】で示した温室効果ガスの排出量と削減目標量をエネルギー単位 (TJ) に換算し、エネルギー消費量と再生可能エネルギーの導入目標量を設定しました。2030 年度カーボンハーフ達成のためには 100TJ の再生可能エネルギーの導入が必要です。



【図 3-4】再生可能エネルギーの導入目標 [出典:内子町脱炭素戦略]

(4) エネルギー種類ごとの再生可能エネルギーの導入目標

2030 年度の再生可能エネルギー導入目標量 100TJ の内訳をみると、既存導入量 54TJ、普及推計による導入見込量 21TJ となっており、残りの 25TJ (6,944MWh) について追加対策が求められます。



【図 3-5】エネルギー種類ごとの再生可能エネルギーの導入目標 [出典:内子町脱炭素戦略]

(5) 追加対策による再生可能エネルギー導入の考え方

追加対策による再生可能エネルギー25TJについて、【表 3-2】に導入の考え方を示します。

2030 年度においては、主に電力の再エネ化により目標達成を目指します。

太陽光発電（10kW 未満）は、町内では特に戸建住宅や小規模事業者の屋根上へ 5kW 程度の導入が想定されます。普及推計によって 2030 年度までに約 8 TJ の自然増加を見込み、さらに 55 世帯分の上乗せを図ります。

太陽光発電（10kW 以上）は、土地開発による土砂災害の影響や廃棄パネルの再資源化の状況等を注視しながら、管理が行き届きやすい公共施設や大型施設への設置、営農型のソーラーシェアリング等を推進します。

バイオマス発電については、木材加工現場からの木質廃棄物や生ごみなどを活用した新たな小規模発電稼働に向けて、検討を進めていきます。

再生可能エネルギーの種類	ポテンシャル (TJ)	2030 年度導入目標量 (TJ)	現況導入量 (TJ)	普及推計分 (TJ)	追加導入量 (TJ)	追加導入の考え方
合 計	—	100	54	21	17+14	
電気	5,271	—	54	21	14	
太陽光 (10kW 未満)	4,077		7	8	1	5kW×55 世帯分 (0.018TJ×55=0.99)
太陽光 (10kW 以上)			17	4	4	・公共施設への導入 ・営農型、ため池など
風力	1,161		0	0	0	
水力	33		0	0	0	
バイオマス	—		30	9	9	木質廃棄物、生ごみ等の活用を検討
熱	1,074	—	—	—	3	
太陽熱	96		—	—	—	
地中熱	978		—	—	—	
バイオマス	—		—	—	3	ペレットストーブ・ボイラーの導入促進
その他	—		—	—	—	
燃料	水素など	—	—	—	—	
その他	森林吸収源	—	—	—	14	

【表 3-2】追加対策による再生可能エネルギー導入の考え方

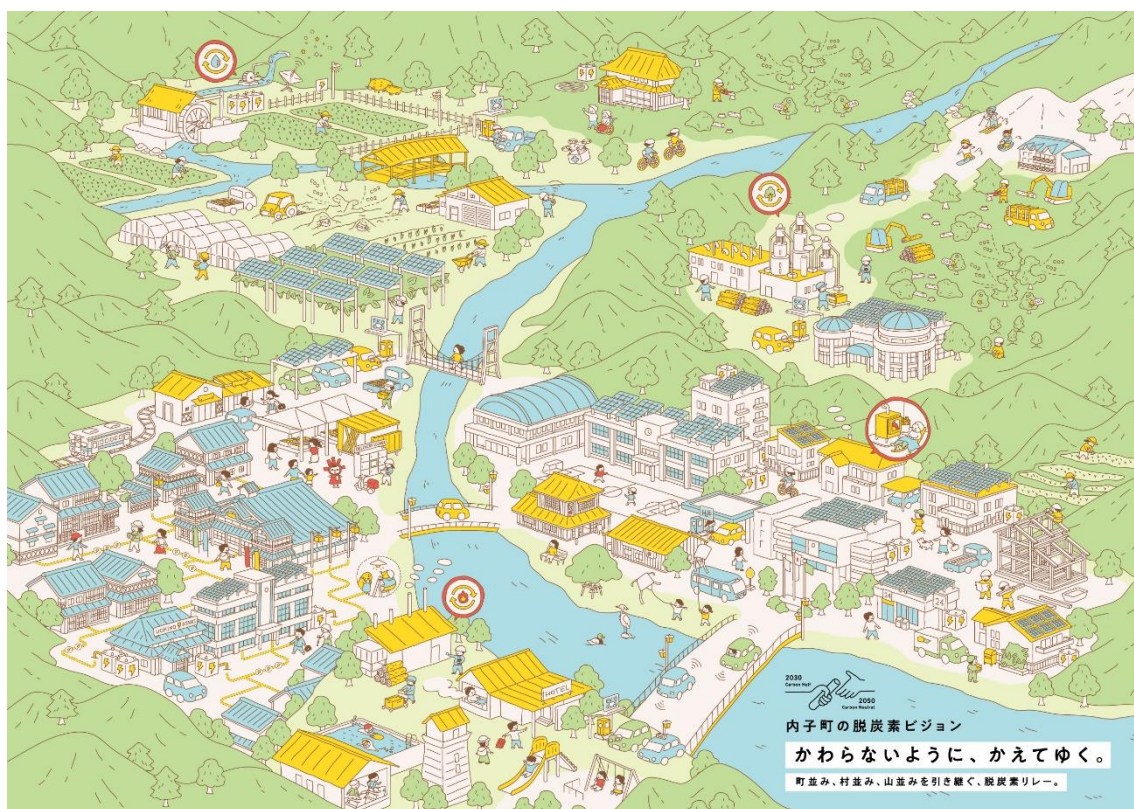
第4章 温室効果ガス排出削減に向けた施策

1. 将来ビジョン

内子町脱炭素戦略において、2050年「ゼロカーボンシティうちこ」を実現した内子町の将来ビジョン作成しました。

将来ビジョンは「町並み」「村並み」「山並み」といったエリアごとに、施策や脱炭素ライフスタイルをイメージできるようにイラスト化しています。

「ゼロカーボンシティうちこ」の実現のためには、住民・事業者・行政が一体となって取り組みを推進することが重要です。エリアごとの特性を生かしながら、町全体で脱炭素社会の実現に向けた施策を推進していきます。



【図 4-1】内子町の脱炭素ビジョン [出典:内子町脱炭素戦略]

2. 「ゼロカーボンシティうちこ」実現に向けた基本施策

2030 年度カーボンハーフ、2050 年度カーボンニュートラル達成に向けた取り組みの基本方針として、内子町脱炭素戦略においては、まちづくりの指針である内子町総合計画を踏まえ、再生可能エネルギーの地産地消による地域経済活性化をテーマとして脱炭素化と循環型社会の構築に取り組むこととしています。

この基本方針のもと、以下のとおり 4 つの基本施策を設定します。

基本施策 1	省エネルギー化の推進 ○省エネ型の設備・建築物の普及を推進するとともに、一人ひとりができる範囲で、日常生活において無理なく、継続して省エネ行動を実践します。
基本施策 2	再生可能エネルギーの普及促進 ○内子町の地域資源を活用しながら、自然や景観に配慮した適正な再生可能エネルギーの導入を推進し、電気や熱のエネルギー転換を進めます。また、交通網や街路灯の整備、災害時や農業分野での活用など、再エネの利用拡大を図ります。
基本施策 3	吸収源対策の推進 ○山林、農地、緑地等を適切に整備・管理し、温室効果ガスの吸収源対策を推進します。
基本施策 4	循環型社会の形成 ○5R の推進と分別の徹底によりごみの減量化を図るとともに、農作物や木材などの地産地消、バイオマス資源の利活用に努め、資源と経済の地域内循環を目指します。

【表 4-1】「ゼロカーボンシティうちこ」実現に向けた基本施策

基本施策 1 省エネルギー化の推進

(1) 省エネ型の設備・建築物の普及促進

①脱炭素型住宅の整備促進

住宅については、高い省エネ性能を有するネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) の整備や断熱改修などを推進し、長期間にわたる温室効果ガス排出量の削減を図ります。また、光熱費削減やヒートショックの防止効果なども期待できることから、住宅の新築や改修にあわせた積極的な普及促進に取り組めます。

②住宅・事業所等への省エネ設備・次世代自動車等の導入

住宅で使用する家電製品や事業所等で使用する設備・機器について、省エネ性能の高い設備・機器の導入を推進することで、温室効果ガス排出量の削減を促進します。

また自動車の脱炭素化を図るため、次世代自動車 (EV、PHEV、HEV、FCV) の導入を推進します。

③公共施設の省エネ化および省エネ設備・次世代自動車等の導入

今後予定する公共施設の新築に際しては、原則として ZEB 仕様を検討するとともに、既存施設の整備等を実施する際は、高断熱ガラス等の導入、自然採光の活用などを検討し、省エネ化を図ります。また空調機器、熱源、照明などの設備機器を更新する際は、従来よりも省エネ性能の高い製品の導入を推進します。

公用車については、新規購入・更新の際に次世代自動車 (EV、PHEV、HEV、FCV) の導入を検討します。

(2) 省エネルギー行動の推進

①広報誌・HP 等を通じた省エネ行動の発信

内子町全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、たとえ小さな取り組みであっても、できるだけ多くの人々が、継続して無理のない範囲で省エネルギー行動に取り組む必要があります。このため町が率先して省エネルギーに配慮した行動を行うとともに、広報誌や HP 等による情報提供等を通じて、省エネルギー行動を推進します。

②子どもから大人まで切れ目のない環境学習・環境活動の推進

幼児教育やコミュニティスクールと連携した環境学習の推進、自治会やサロン、各種団体等を対象とした出前講座の開催、事業所等に向けた情報提供、研修会の支援などに取り組めます。

基本施策 2 再生可能エネルギーの普及促進

(1) 再生可能エネルギーの適正な導入の推進

①住宅・事業所等への再生可能エネルギー設備の導入

住宅や事業所等の屋根への太陽光発電設備の設置について、景観に配慮しながら、導入の推進を図ります。また蓄電池、燃料電池、ストーブやボイラー等の木質バイオマス利用機器の導入についても、あわせて推進します。

②公共施設への太陽光発電設備等の導入

公共施設については、新築や建替えの時期に合わせて、可能な限り太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を進めます。その際、PPA やリース等の手法を検討するとともに、設置工事や保守管理を町内事業者へ委託するなど、地域経済に寄与する取り組みを推進します。

③地域資源を生かした新たな再エネ創出の検討

町内では、豊富な森林資源のうち未利用材を活用した民間の木質バイオマス発電所が2件稼働しています。これらの持続的・安定的な発電を支援するとともに、まだ活用されていない木質資源を用いた新たな発電・熱利用、ため池等を活用した太陽光発電などについて、自然環境や景観に配慮しながら検討を進めます。

(2) 幅広い分野での再生可能エネルギー利用の拡大

①脱炭素型のまちづくりの推進

都市計画や地域公共交通計画等の関連する計画と連動してエコでコンパクトなまちづくりを推進し、公共交通網の整備やEV充電インフラ、景観に配慮したソーラー街路灯などの導入や災害時の活用について検討を進めます。

②スマート農業など多様な分野での再エネ利用の推進

ソーラーシェアリングなど景観に配慮しつつ農業の活性化にもつながる太陽光発電の導入について検討を進めるとともに、その電力を活用したスマート農業などを推進することで、農作業の省力化と効率化、脱炭素化を図ります。

③再エネ電力調達の普及

公共施設や事業所、家庭において使用する電力について、町内で発電された再エネ電力の活用等を含め、再エネ比率を高める取り組みを推進します。

基本施策 3 吸収源対策の推進

(1) 森林、農地、緑地等の整備・管理

①適切な森林整備・管理と木材利用の推進

内子町は豊富な森林資源を有しており、二酸化炭素吸収源としての機能を持つこれらの森林を適切に管理・維持することが重要であることから、更新、保育、間伐、主伐等の森林整備・管理を推進します。あわせて、適切な森林整備により水源かん養や土砂流出防止等の機能の維持を図ります。

また、木材は大気中の二酸化炭素を大量に固定していることから、森林整備によって生み出された木材の積極的な活用を推進します。

②農地、緑地等の吸収源対策の推進

農地においては、土壌へのたい肥や緑肥などの有機物の継続的な施用やバイオ炭の施用により土壌における炭素貯留が増大することが確認されていることから、環境保全型農業を推進し、農地の吸収源対策に取り組みます。また都市公園の整備、道路、河川、砂防等における緑化の推進を図ります。

基本施策 4 循環型社会の形成

(1) ごみの減量

① 5 R の推進

ごみの減量化と資源化を進めることは、ごみの焼却量を減らし、温室効果ガス排出量の削減に効果的です。また焼却施設については将来的な広域化が求められており、町外への搬出・処分にかかる経費削減のためにも、ごみの減量化が重要な課題となります。このことから、現在の分別・収集方法を見直して分別の徹底を図るとともに、プラスチックごみ・紙ごみのリサイクルを推進します。

あわせて、食品ロス対策やリユースの活動を推進します。

(2) 資源の地域内循環

① 地産地消の推進

農産物や木材などの地産地消に積極的に取り組み、輸送による温室効果ガスの排出量削減を図るとともに、資源と経済の地域内循環を目指します。

② バイオマス資源の利活用の拡大

生ごみのたい肥化、家庭や飲食店等から出る廃食油を原料とした B D F 製造等の取り組みを継続するとともに、利用の拡大を図ります。

また、捕獲されたイノシシ・シカ等の有害鳥獣について、現在は埋設または焼却処分を行っていますが、埋設作業にかかる負担や将来的な焼却施設の広域化を見据え、食肉加工や堆肥化など、近隣市町と連携した資源化の取り組みを検討します。

3. 施策の実施に関する指標および目標値の設定

本計画に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、下記のとおり施策の実施に関する指標および目標値を設定します。

これらの指標に基づいて進捗状況を確認しながら取り組みを進めていきます。

基本施策	指標項目	現状値 2023 年度	目標値 2030 年度
1. 省エネルギー化の推進	地球温暖化対策設備導入促進事業補助金(ZEH)の交付件数:累計	3 件	30 件
	新築の公共施設の ZEB 化率 (ZEB—Ready 以上)	—	100%
	公共施設における LED 照明の導入割合	—	100%
	公用車の新規購入・更新にかかる次世代自動車の導入率(代替可能なものに限る)	—	100%
	省エネ行動の普及啓発活動 (情報発信・学習会の実施など)	8回/年	15回/年
2. 再生可能エネルギーの普及促進	地球温暖化対策設備導入促進事業補助金(太陽光発電)の交付件数:累計	158 件	200 件
	公共施設への太陽光発電設備の導入割合(設置可能な公共施設に限る)	0%	50%
	町内における EV 充電設備の設置件数:累計	3件	15 件
3. 吸収源対策の推進	森林経営活動の促進	320ha/年	350ha/年
4. 循環型社会の形成	ごみの 1 人 1 日平均排出量 (内子町クリーンセンターでの処理分)	733g	600g 以下
	リサイクル率 (内子町リサイクルセンターでの処理分)	16.8%	25%以上

第5章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の実施

地球温暖化問題は、社会経済活動、地域社会、日常生活全般に深くかかわり、将来世代にも大きな影響を及ぼすことから、住民、事業者、行政などすべての主体が参加・連携して取り組みを進めていくことが重要です。

町長を本部長とする「内子町地球温暖化推進対策本部」において取り組みの進捗状況を点検・評価するとともに、庁外ステークホルダーと適切に連携しながら、施策の具体的な内容を検討し、着実に実施していきます。

2. 進捗管理・評価

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を行います。また施策ごとの達成状況や課題についても評価を行い、それらの結果を公表します。

3. 計画の見直し

毎年度の進捗管理や評価の結果、社会状況の変化等を踏まえ、必要がある場合には計画の見直しを行います。